

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

:令和3年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注												
イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して5分を増すごとに+1.0単位(5.0単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算 算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護定業基礎研修修了者等により行われる場合 ×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100											
	(2) 20分以上30分未満											(1.5)単位										
	(3) 30分以上1時間未満											(3.0)単位										
	(4) 1時間以上											(5.0)単位に30分を増すごとに+1.0単位										
	ロ 生活援助											(1) 20分以上45分未満	(1.5)単位	深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100	指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
												(2) 45分以上	(2.0)単位									
	ハ 通院等乗降介助											(1回につき) 0.5単位									緊急時訪問介護加算 +100単位	
	ニ 初回加算											(1月につき) +200単位										
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき) +100単位																				
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき) +200単位																				
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき) +3単位																				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき) +4単位																				
イ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき) +所定単位×137/1000	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき) +所定単位×100/1000																				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき) +所定単位×55/1000																				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき) (3)の90/100																				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき) (3)の80/100																				
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき) +所定単位×63/1000	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計																			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき) +所定単位×42/1000																				
<p>「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該職員数の単位数を算入</p> <p>※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日まで算定可能。 ※ 令和3年3月31日までの間は、訪問介護費のイからヘまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>																						

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員1人 が行った場合	注 全身入浴が困難で、浴拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の事業所が利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,200単位)	×95/100	×90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の事業所が利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問加算 (1月につき 2,000単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
ニ サービス提供体制強化加算						
ホ 介護職員処遇改善加算						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						

特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の事業所が利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入する。

介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

令和13年3月31日までの間は、訪問入浴介護費の1回につき、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 → 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 → 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 → 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 → 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間50分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100				1月につき +574単位						
	(2) 30分未満			30分未満の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位													
	(3) 30分以上1時間未満			(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満											(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100
	(4) 1時間以上1時間30分未満			(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満											(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満	
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100			(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満											(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満	
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100				+300単位		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位				
	(2) 30分未満														(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満	(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満
	(3) 30分以上1時間未満														(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満	(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満
	(4) 1時間以上1時間30分未満														(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	(2) 30分未満	(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上1時間30分未満
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 1月につき 2,931単位		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100										1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位				
ニ 初回加算	(1月につき +300単位)																	
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)																	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																	
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +530単位)																	
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (4月につき +800単位)																	
チ サービス提供体制強化加算	Ⅰ イ及びロを算定する場合	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +8単位)																
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +8単位)																
	Ⅱ ハを算定する場合	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +10単位)																
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +12単位)																

特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和1年3月10日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A) リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション診療の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1日につき +18.0単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1日につき +4.0単位
	介護老人保健施設の場合						リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1日につき +13.0単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1日につき +4.8単位
	介護医療院の場合							
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算	1 サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回につき +6単位)							
	2 サービス提供体制強化加算Ⅱ (1回につき +3単位)							

注：特別地域訪問リハビリテーション加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費の1について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (5.4単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.8単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ (在宅医療学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (2.9単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (2.8単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (2.5単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.9単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (4.8単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.4単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (5.6単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.8単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.7単位)	+100単位		
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (5.7単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (3.7単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.4単位) (四) 経路適応指導料を併用して行う場合 (月1回を限度) (4.6単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (5.4単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.8単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (5.2単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.6単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.2単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.6単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (3.2単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (2.9単位)				

※ ハ(2) (一) (二) (三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上、2時間未満	療養費 1,381 単位 処置費 1,580 単位 検査費 1,451 単位 薬費 1,212 単位	1日につき +30単位	理学療法士等体制強化加算	7時間以上8時間未満の通所介護サービス提供を行う場合	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位
	(2) 2時間以上、3時間未満	療養費 1,451 単位 処置費 1,650 単位 検査費 1,521 単位 薬費 1,282 単位																				
	(3) 3時間以上、4時間未満	療養費 1,521 単位 処置費 1,720 単位 検査費 1,591 単位 薬費 1,352 単位																				
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上、2時間未満	療養費 1,381 単位 処置費 1,580 単位 検査費 1,451 単位 薬費 1,212 単位	1日につき +30単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
	(2) 2時間以上、3時間未満	療養費 1,451 単位 処置費 1,650 単位 検査費 1,521 単位 薬費 1,282 単位																				
	(3) 3時間以上、4時間未満	療養費 1,521 単位 処置費 1,720 単位 検査費 1,591 単位 薬費 1,352 単位																				
	(4) 4時間以上、5時間未満	療養費 1,600 単位 処置費 1,800 単位 検査費 1,670 単位 薬費 1,432 単位																				
	(5) 5時間以上、6時間未満	療養費 1,680 単位 処置費 1,880 単位 検査費 1,750 単位 薬費 1,512 単位																				
	(6) 6時間以上、7時間未満	療養費 1,760 単位 処置費 1,960 単位 検査費 1,830 単位 薬費 1,592 単位																				
	(7) 7時間以上、8時間未満	療養費 1,840 単位 処置費 2,040 単位 検査費 1,910 単位 薬費 1,672 単位																				
介護医療院の場合	(1) 1時間以上、2時間未満	療養費 1,381 単位 処置費 1,580 単位 検査費 1,451 単位 薬費 1,212 単位	1日につき +30単位																			
	(2) 2時間以上、3時間未満	療養費 1,451 単位 処置費 1,650 単位 検査費 1,521 単位 薬費 1,282 単位																				
	(3) 3時間以上、4時間未満	療養費 1,521 単位 処置費 1,720 単位 検査費 1,591 単位 薬費 1,352 単位																				
	(4) 4時間以上、5時間未満	療養費 1,600 単位 処置費 1,800 単位 検査費 1,670 単位 薬費 1,432 単位																				
	(5) 5時間以上、6時間未満	療養費 1,680 単位 処置費 1,880 単位 検査費 1,750 単位 薬費 1,512 単位																				
	(6) 6時間以上、7時間未満	療養費 1,760 単位 処置費 1,960 単位 検査費 1,830 単位 薬費 1,592 単位																				
	(7) 7時間以上、8時間未満	療養費 1,840 単位 処置費 2,040 単位 検査費 1,910 単位 薬費 1,672 単位																				

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
		行動自立訓練の義務要件等を満たさない場合	利用者の数及び利用者の数に所定人数を超える場合	介護・看護職員の数に満たない場合	施設内のユニット・グループ・コースごとの配置にできない等ユニット・グループに特有な特徴が本施設である場合	日常生活自立を要する生活介護を行う場合	生活自立を要しない生活介護を行う場合	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算	認知症対応型加算				
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型短期入所生活介護費	① 単独型短期入所生活介護費Ⅰ <従来型個室>	①-1 単独型短期入所生活介護費Ⅰ-1 1人1室	6,330 単位																					
			①-2 単独型短期入所生活介護費Ⅰ-2 <多床室>	5,210 単位																					
		② 併設型短期入所生活介護費	②-1 併設型短期入所生活介護費Ⅰ <従来型個室>	②-1-1 併設型短期入所生活介護費Ⅰ-1 1人1室	6,330 単位																				
				②-1-2 併設型短期入所生活介護費Ⅰ-2 <多床室>	5,210 単位																				
			②-2 併設型短期入所生活介護費Ⅱ <多床室>	②-2-1 併設型短期入所生活介護費Ⅱ-1 1人1室	6,660 単位																				
				②-2-2 併設型短期入所生活介護費Ⅱ-2 <多床室>	5,540 単位																				
	ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	①-1 単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ 1人1室	6,330 単位																					
			①-2 単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ <ユニット型個室・多床室>	5,210 単位																					
			①-3 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ 1人1室	6,330 単位																					
		2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	②-1 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ <ユニット型個室・多床室>	②-1-1 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ-1 1人1室	6,660 単位																				
				②-1-2 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ-2 <多床室>	5,540 単位																				
			②-2 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ <ユニット型個室・多床室>	②-2-1 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ-1 1人1室	6,660 単位																				
②-2-2 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ-2 <多床室>	5,540 単位																								
ハ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																									
ニ 在宅中重度者受入加算	1) 看護体制加算Ⅰ(又はⅡ)を算定している場合	(1日につき 421単位を加算)																							
	2) 看護体制加算Ⅲ(又はⅣ)を算定している場合	(1日につき 417単位を加算)																							
	3) ①(1)②いずれの看護体制加算も算定している場合	(1日につき 419単位を加算)																							
	4) 看護体制加算を算定していない場合	(1日につき 425単位を加算)																							
ホ 認知症専門ケア加算	1) 認知症専門ケア加算Ⅰ	(1日につき 3単位を加算)																							
	2) 認知症専門ケア加算Ⅱ	(1日につき 4単位を加算)																							
サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	(1日につき 14単位を加算)																							
	2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1日につき 14単位を加算)																							
	3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1日につき 4単位を加算)																							
ヘ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1月につき +所定単位×3/1000)																							
	2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	(1月につき +所定単位×4/1000)																							
	3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	(1月につき +所定単位×3/1000)																							
	4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ	(1月につき +③)×9/100																							
	5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	(1月につき +③)×9/100																							
ト 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(1月につき +所定単位×2/1000)																							
	2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(1月につき +所定単位×3/1000)																							
サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支那地区管理の事業者の算定項目																									
※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱは、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱの算定要件を満たす場合のみ算定可能である。																									

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			乗数(1)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(2)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(3)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(4)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(5)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(6)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(7)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(8)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(9)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(10)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(11)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(12)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(13)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(14)項目の勤務条件等が満たない場合	乗数(15)項目の勤務条件等が満たない場合		
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	□ 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
	□ 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
(2) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	□ 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
	□ 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
(4) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
	□ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	2,250円/単位																
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		c ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III) <従来型個室>	2,250円/単位																
		d ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV) <療養機能強化型>	2,250円/単位																
		e 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
		f 看護<61>介護<41>	2,250円/単位																
5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費			2,250円/単位																
6) 療養加算 (1日につき 3単位を加算(1日3回を限度))																			
7) 認知症専門ケア加算																			
8) 特定診療費																			
9) サービス提供体制強化加算																			
10) 介護職員処遇改善加算																			
11) 介護職員等特定処遇改善加算																			

※ 医師の人員削減を適用する場合には、医師経費削減減額を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減額を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(1)～(4)は、介護職員処遇改善加算(1)～(4)のいずれか1つを適用する。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)～(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)～(2)のいずれか1つを適用する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数及び入院患者の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1	690	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(空むを得ない事情がある場合は14日を限度))	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	740							
			要介護3	780							
			要介護4	830							
			要介護5	880							
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	717							
			要介護2	770							
			要介護3	822							
			要介護4	874							
			要介護5	926							
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	708							
			要介護2	759							
	要介護3		810								
	要介護4		861								
	要介護5		913								
	看護<6:1>介護<6:1>	d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1	796							
			要介護2	846							
			要介護3	897							
			要介護4	945							
			要介護5	995							
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	829								
		要介護2	882								
		要介護3	934								
		要介護4	985								
要介護5		1,037									
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	818									
	要介護2	870									
	要介護3	921									
	要介護4	971									
	要介護5	1,023									
二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1	611								
		要介護2	656								
		要介護3	700								
	看護・介護<3:1>	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1	746							
			要介護2	790							
			要介護3	838							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1	818	×97/100							
		要介護2	869								
		要介護3	918								
		要介護4	967								
		要介護5	1,017								
	二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1	846								
		要介護2	899								
		要介護3	950								
		要介護4	1,001								
		要介護5	1,054								
	三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1	836								
		要介護2	888								
		要介護3	939								
		要介護4	989								
		要介護5	1,040								
	四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	818								
		要介護2	869								
		要介護3	918								
		要介護4	967								
		要介護5	1,017								
	五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	846								
		要介護2	899								
		要介護3	950								
		要介護4	1,001								
要介護5		1,054									
六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	836									
	要介護2	888									
	要介護3	939									
	要介護4	989									
	要介護5	1,040									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	670									
	二) 4時間以上5時間未満	928									
	三) 5時間以上6時間未満	1,289									
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(5) 認知症専門ケア加算	一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)									
	二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)									
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)									
	二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)									
	三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×26/1000)									
	二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×10/1000)									
	四) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(1月につき + (三)の90/100)									
	五) 介護職員処遇改善加算 (V)	(1月につき + (三)の80/100)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×15/1000)									
	二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×11/1000)									
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計											
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計											

注 一) 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の見定項目
 注 二) 介護職員処遇改善加算 (I) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和1年4月31日まで特定期間
 注 三) 令和1年4月31日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 1,042 単位	×70/100	×90/100	×90/100			
			要介護2 1,048 単位							
		要介護3 1,173 単位								
		要介護4 1,298 単位								
		要介護5 1,373 単位								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 1,150 単位							
		要介護2 1,244 単位								
		要介護3 1,280 単位								
		要介護4 1,348 単位								
		要介護5 1,416 単位								
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 1,051 単位						
			要介護2 1,124 単位							
		要介護3 1,143 単位								
		要介護4 1,268 単位								
		要介護5 1,343 単位								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 1,163 単位							
		要介護2 1,257 単位								
		要介護3 1,293 単位								
		要介護4 1,361 単位								
		要介護5 1,429 単位								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 786 単位	×70/100	×90/100	×90/100				
			要介護2 850 単位							
		要介護3 914 単位								
		要介護4 988 単位								
		要介護5 1,048 単位								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 814 単位								
	要介護2 880 単位									
	要介護3 1,002 単位									
	要介護4 1,086 単位									
	要介護5 1,154 単位									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 1,111 単位	×97/100					
			要介護2 1,236 単位							
		要介護3 1,303 単位								
		要介護4 1,368 単位								
		要介護5 1,434 単位								
	b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,171 単位								
	要介護2 1,256 単位									
	要介護3 1,303 単位									
	要介護4 1,368 単位									
	要介護5 1,434 単位									
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 1,111 単位							
		要介護2 1,183 単位								
	要介護3 1,253 単位									
	要介護4 1,322 単位									
	要介護5 1,390 単位									
b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,111 単位									
要介護2 1,183 単位										
要介護3 1,253 単位										
要介護4 1,322 単位										
要介護5 1,390 単位										
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	一 3時間以上4時間未満	670 単位								
	二 4時間以上6時間未満	921 単位								
	三 6時間以上8時間未満	1,288 単位								
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算 (1日に3回を限度))										
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)									
	サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)									
	サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×2.6/100.0)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×1.9/100.0)									
	介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×1.0/100.0)									
	介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき + (三)の90/100)									
	介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき + (三)の80/100)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×1.5/100.0)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
	介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×1.1/100.0)									

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和3年3月31日をもって算定可能
 ※ 令和3年3月31日までの間は、短期入所療養介護費 (I) から (I) までについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
1 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	基本費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100	1-54単位 -60単位 -67単位 -74単位 -81単位	11月につき +36単位	11月につき +36単位	11月につき +12単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位	11月につき +10単位
2 介護サービス提供体制強化加算 (1日につき)	特別費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100														
3 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	基本費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100														

4 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	基本費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100
5 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	基本費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100
6 介護職員処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員処遇改善加算 I 2) 介護職員処遇改善加算 II 3) 介護職員処遇改善加算 III 4) 介護職員処遇改善加算 IV 5) 介護職員処遇改善加算 V	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算 4) 11月につき 30単位を加算 5) 11月につき 30単位を加算
7 サービス提供体制強化加算 (1日につき)	1) サービス提供体制強化加算 I 2) サービス提供体制強化加算 II 3) サービス提供体制強化加算 III	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算
8 介護職員等特定処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員等特定処遇改善加算 I 2) 介護職員等特定処遇改善加算 II	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算

9 介護職員処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員処遇改善加算 I 2) 介護職員処遇改善加算 II 3) 介護職員処遇改善加算 III 4) 介護職員処遇改善加算 IV 5) 介護職員処遇改善加算 V	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算 4) 11月につき 30単位を加算 5) 11月につき 30単位を加算
10 介護職員等特定処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員等特定処遇改善加算 I 2) 介護職員等特定処遇改善加算 II	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算

11 サービス提供体制強化加算 (1日につき)	1) サービス提供体制強化加算 I 2) サービス提供体制強化加算 II 3) サービス提供体制強化加算 III	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算
12 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	基本費 2,500 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位 特別費 600 単位	×70/100

13 介護職員等特定処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員等特定処遇改善加算 I 2) 介護職員等特定処遇改善加算 II	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算
14 サービス提供体制強化加算 (1日につき)	1) サービス提供体制強化加算 I 2) サービス提供体制強化加算 II 3) サービス提供体制強化加算 III	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算

15 介護職員等特定処遇改善加算 (1日につき)	1) 介護職員等特定処遇改善加算 I 2) 介護職員等特定処遇改善加算 II	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算
16 サービス提供体制強化加算 (1日につき)	1) サービス提供体制強化加算 I 2) サービス提供体制強化加算 II 3) サービス提供体制強化加算 III	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算

※ 施設前
 要介護1
 要介護2
 要介護3
 要介護4
 要介護5

※ 介護職員等特定処遇改善加算は、以下に該当する者に対しては、加算率を100%とする。

※ 介護職員等特定処遇改善加算は、以下に該当する者に対しては、加算率を100%とする。

※ サービス提供体制強化加算は、以下に該当する者に対しては、加算率を100%とする。

※ 認知症対応型共同生活介護費は、以下に該当する者に対しては、加算率を100%とする。

11 福祉用具貸与費

基本部分	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算
1 福祉用具貸与費 (1日につき)	1) 福祉用具貸与費 I 2) 福祉用具貸与費 II 3) 福祉用具貸与費 III 4) 福祉用具貸与費 IV 5) 福祉用具貸与費 V	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算 4) 11月につき 30単位を加算 5) 11月につき 30単位を加算	1) 11月につき 30単位を加算 2) 11月につき 30単位を加算 3) 11月につき 30単位を加算 4) 11月につき 30単位を加算 5) 11月につき 30単位を加算

※ 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者のサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、歩行補助具、特設寝台、特設寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人排尿感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排尿感知器については要介護3から要介護1の者については算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注		
				運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	市川期間地域等における小規模事業所加算	市川期間地域等に居住する者への対応加算	特定事業所集中減算		
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	① 居宅介護支援費(Ⅰ)	夜介護1+2	(+ 81.0 単位)	運営基準減算の場合 ×50/100 運営基準減算が2月以上継続している場合 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -100 単位		
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
		夜介護1+2	(+ 33.0 単位)							
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
		夜介護1+2	(+ 33.0 単位)							
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
	② 居宅介護支援費(Ⅱ)	夜介護1+2	(+ 81.0 単位)		+15/100	+10/100			+5/100	1月につき -100 単位
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
		夜介護1+2	(+ 33.0 単位)							
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
		夜介護1+2	(+ 33.0 単位)							
		夜介護3+4+5	(+ 33.0 単位)							
ロ 初期加算	(1月につき +100 単位)									
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +33.0 単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +33.0 単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +33.0 単位)								
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき +10.0 単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算	(1月につき +10.0 単位)									
ヒ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +20.0 単位)								
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +10.0 単位)								
コ 退院・退所加算 (入院または入所開始時1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(= 45.0 単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(= 60.0 単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(= 60.0 単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(= 75.0 単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(= 90.0 単位)								
セ 減価時情報連携加算	(1月につき +1.0 単位)									
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算	(1月に2回を限度に +20.0 単位)									
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅での訪問等を行った場合 (+40.0 単位)									

※ 居宅介護支援費「Ⅰ」については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
 ※ 居宅介護支援費「Ⅱ」については、市の施設運営費削減(市川期間地域)に該当する利用者の割合が一定の割合又は施設職員の高齢化率が高い場合に算定される。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が1件以上である場合、1件以上10件未満の部分については(Ⅱ)を、10件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
 ※ 令和3年3月31日までの間は、居宅介護支援費のⅠについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注		注		注		注		注		注		注			
		後継を行う職員の勤務条件を定めた場合	入居者の親や入所定員を超えた場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員が不在の場合	報酬のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施状況	24時間体制の実施状況	24時間体制の実施状況	夜間職員配置加算	初年度研修加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(2)	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【基本型】	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144							1日につき +34単位		
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144							1日につき +46単位	
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144							1日につき +34単位	
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144							1日につき +46単位	
	(2) 介護保健施設サービス費(II) <療養型老健看護職員を配置>	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
	(3) 介護保健施設サービス費(III) <療養型老健看護スタッフを配置>	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
	(4) 介護保健施設サービス費(IV) <特別介護保健施設サービス費>	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
ロ エニート型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) エニート型介護保健施設サービス費(1) <ユニット型個室>【基本型】	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144						1日につき +34単位		
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144						1日につき +46単位		
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144						1日につき +34単位		
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144						1日につき +46単位		
	(2) エニート型介護保健施設サービス費(II) <ユニット型個室>【療養型】	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
	(3) エニート型介護保健施設サービス費(III) <ユニット型個室>【療養型】	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
	(4) エニート型介護保健施設サービス費(IV) <特別介護保健施設サービス費>	①	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		②	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		③	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								
		④	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144	2,144								

注 外泊費用	人前者に対して住宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	人前者に対して住宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定			
注 きーとろ ケア加算	① 療養型老健以外の場合 (1) 療養型老健以外の場合 (2) 療養型老健の場合	療養型老健以外の場合 (1) 1日につき 4.00単位を加算 (2) 1日につき 4.00単位を加算		
	② 死亡日以前4日以上30日以下 (1) 療養型老健以外の場合 (2) 療養型老健の場合	療養型老健以外の場合 (1) 1日につき 1.60単位を加算 (2) 1日につき 1.60単位を加算		
	③ 死亡日以前2日又は3日 (1) 療養型老健以外の場合 (2) 療養型老健の場合	療養型老健以外の場合 (1) 1日につき 8.50単位を加算 (2) 1日につき 8.50単位を加算		
	④ 死亡日 (1) 療養型老健以外の場合 (2) 療養型老健の場合	療養型老健以外の場合 (1) 1日につき 4.60単位を加算 (2) 1日につき 4.70単位を加算		
	注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 1日につき 27単位を加算 ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 1日につき 57単位を加算			
ハ 初期加算	1日につき 30単位を加算			
ニ 入所時実費減額加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として) 10単位を加算	注 入所時実費減額加算(※2)は、算定しない。		
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合 1回につき 450単位を加算 在宅強化型以外の場合 1回につき 450単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にない施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定		
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合 1回につき 480単位を加算 在宅強化型以外の場合 1回につき 480単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にない施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行くに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目の支援計画を作成した場合に算定		
ヘ 退所時等支援加算(※2)	① 退所時等支援加算 (1) 退所時等支援加算(Ⅰ) (2) 退所時等支援加算(Ⅱ) (3) 退所時等支援加算(Ⅲ) (4) 退所時等支援加算(Ⅳ)	① 退所時等支援加算(Ⅰ) 400単位 ② 退所時等支援加算(Ⅱ) 500単位 ③ 退所時等支援加算(Ⅲ) 200単位 ④ 退所時等支援加算(Ⅳ) 200単位	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活に際して診療情報を提供した場合 注 介護支援センターを退所前(退所後)に訪問し、情報提供サービス調整を行った場合	
		(入所者1人につき1回を限度として)300単位を算定		
		注 介護支援センター(退所前)の場合 1日につき 100単位を加算		
		注 介護支援センター(退所後)の場合 1日につき 200単位を加算		
② 経日移行加算(※2)	1日につき 28単位を加算	注 介護支援センター(退所前)の場合 1日につき 100単位を加算		
③ 経日維持加算(※2)	(1) 経日維持加算(Ⅰ) 400単位を加算 (2) 経日維持加算(Ⅱ) 100単位を加算	注 介護支援センター(退所前)の場合 1日につき 100単位を加算 注 介護支援センター(退所後)の場合 1日につき 200単位を加算		
	④ 介護衛生管理加算(※2)	(1) 介護衛生管理加算(Ⅰ) 1日につき 1.00単位を加算 (2) 介護衛生管理加算(Ⅱ) 1日につき 1.00単位を加算	注 介護支援センター(退所前)の場合 1日につき 100単位を加算 注 介護支援センター(退所後)の場合 1日につき 200単位を加算	
⑤ 療養改善加算	1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度)			
⑥ 在宅療養支援機能加算	療養型老健に限り1日につき 10単位を加算			
⑦ かかりつけ医療連携調整加算(※2)	(1) かかりつけ医療連携調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として)10単位を加算 (2) かかりつけ医療連携調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として)10単位を加算 (3) かかりつけ医療連携調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として)10単位を加算 (4) かかりつけ医療連携調整加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として)10単位を加算			
	⑧ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (2) 特定治療	療養型老健以外の場合 (1) 1月に1回3日を限度に、1日につき318単位を算定 療養型老健の場合 (1) 1月に1回3日を限度に、1日につき318単位を算定 (2) 特定治療	
		⑨ 所定夜急施設療養費(※2)	(1) 所定夜急施設療養費(Ⅰ) 1月に1回7日を限度に、1日につき230単位を算定 (2) 所定夜急施設療養費(Ⅱ) 1月に1回11日を限度に、1日につき480単位を算定	
	⑩ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき 3単位を加算 1日につき 4単位を加算	
⑪ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		療養型老健以外の場合 (入所後7日以内) 1日につき200単位を加算 療養型老健の場合 (入所後7日以内) 1日につき200単位を加算		
⑫ 認知症情報提供加算	1回当たり 350単位を加算			
⑬ 地域連携訪問計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として)300単位を加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として)300単位を加算			
	⑭ フォロワー・マネジメント計画書提供加算(※2)	1回当たり 300単位を加算		
⑮ 看護マネジメント加算(※2)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) 1日につき 3.00単位を加算 (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) 1日につき 1.00単位を加算 (3) 看護マネジメント加算(Ⅲ) 1日につき 1.00単位を加算			
	(4) 看護マネジメント加算(Ⅳ) 1日につき 1.00単位を加算(1月に1回を限度)			
	⑯ 接せつ支援加算(Ⅰ) 1日につき 1.00単位を加算 ⑰ 接せつ支援加算(Ⅱ) 1日につき 1.00単位を加算 ⑱ 接せつ支援加算(Ⅲ) 1日につき 1.00単位を加算 ⑲ 接せつ支援加算(Ⅳ) 1日につき 1.00単位を加算			
⑲ 接せつ支援加算(Ⅴ)	1日につき 1.00単位を加算			
⑳ 接せつ支援加算(Ⅵ)	1日につき 1.00単位を加算			
㉑ 接せつ支援加算(Ⅶ)	(1) 接せつ支援加算(Ⅶ) 1日につき 4.00単位を加算 (2) 接せつ支援加算(Ⅶ) 1日につき 4.00単位を加算			
	㉒ 接せつ支援加算(Ⅷ)	1日につき 4.00単位を加算		
㉓ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき 3.00単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日につき 1.80単位を加算 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日につき 6.00単位を加算			
	㉔ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 所定単位数×39/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき 所定単位数×29/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき 所定単位数×16/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき 所定単位数×16/1000 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 1月につき 所定単位数×16/1000		注 所定単位数は、以下(※2)により算定した単位数の合計
		(6) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 所定単位数×21/1000 (7) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき 所定単位数×17/1000		注 所定単位数は、以下(※2)により算定した単位数の合計
		㉕ 介護職員等特定処遇改善加算		
㉖ 介護職員等特定処遇改善加算				

※ P-T-STによる人員配置調整を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 介護マネジメント加算(Ⅰ)・接せつ支援加算(Ⅰ)・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月1日までに算定可能。
※ 令和4年9月1日までの加算は、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定単位数の千分の十(10%)相当の単位数を算定する。

注 外科時費用	入院患者に対して居宅における外科を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単価に異なる。)。		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(5) 初期加算 (1)日につき 30単位)			
(6) 退院時指導等加算 (※)	(一) 退院時指導加算	a 退院前指導加算 (入院中)又は200を限度に、400単位を算定 b 退院後指導加算 退院後180を限度に、400単位を算定 c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院時連携加算 (500単位)	入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 退宅介護支援事業者と退院前・退院時・退院後連携調整を行った場合
	(二) 訪問看護指導加算	入院患者1人につき1回を限度として、100単位を算定	
	(7) 低床搬入改善加算 (※)	1)月につき 300単位を算定	低床搬入改善加算(※)は、退院時指導加算(※)と同様に算定する場合は、算定しない。
	(8) 経口移行加算 (※)	1)日につき 200単位を算定	経口移行加算(※)は、算定しない。
	(9) 経口嚥下加算 (※)	(一) 経口嚥下加算 I (1)日につき 400単位を算定 (二) 経口嚥下加算 II (1)日につき 100単位を算定	経口嚥下加算(※)は、経口移行加算(※)と同様に算定する場合は、算定しない。 経口嚥下加算 I(一)を算定しない場合は、算定しない。
(10) 口腔衛生管理加算 (※)	1)月につき 800単位を算定	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月1回以上行う。当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	1)日につき 300単位を算定(1日に1回を限度)		
(12) 在宅復帰支援加算 (※)	1)日につき 100単位を算定		
(13) 特定診療費 (※)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 I (1)日につき 300単位を算定		
	(二) 認知症専門ケア加算 II (1)日につき 400単位を算定		
(15) 認知症行動・心理ケア加算	(1)日につき 100単位を算定		
(16) 研修支援加算 (※)	1)月につき 100単位を算定		
(17) 在宅介護支援加算 (※)	入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 I (1)日につき 100単位を算定		
	(二) サービス提供体制強化加算 II (1)日につき 100単位を算定		
	(三) サービス提供体制強化加算 III (1)日につき 100単位を算定		
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 I (1)月につき 所定単位数×2.6/100.0	所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算 II (1)月につき 所定単位数×1.8/100.0		
	(三) 介護職員処遇改善加算 III (1)月につき 所定単位数×1.0/100.0		
	(四) 介護職員処遇改善加算 IV (1)月につき 所定単位数×1.0/100.0		
	(五) 介護職員処遇改善加算 V (1)月につき 所定単位数×1.0/100.0		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 I (1)月につき 所定単位数×1.5/100.0	所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 II (1)月につき 所定単位数×1.1/100.0		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※3)を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については令和4年10月1日から適用する。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)については令和5年10月1日から適用する。
 ※ 令和4年10月1日までの間は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、所定単位数の合計の1.1を算定する単位数を算定する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注													
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規程を満足しない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施加算	廊下転落防護基準を満たさない場合	注	注													
								注	注													
								注	注													
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(-) 診療所型介護療養施設サービス費 (I)	a 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1	270	×95/100				要介護1	238												
			要介護2	320					要介護2	292												
			要介護3	360					要介護3	328												
			要介護4	370					要介護4	338												
			要介護5	420					要介護5	372												
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	600					要介護1	520												
			要介護2	640					要介護2	552												
			要介護3	690					要介護3	592												
			要介護4	730					要介護4	632												
			要介護5	780					要介護5	672												
		c 診療所型介護療養施設サービス費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	600					要介護1	520												
			要介護2	638					要介護2	552												
			要介護3	680					要介護3	592												
			要介護4	720					要介護4	632												
			要介護5	770					要介護5	672												
	d 診療所型介護療養施設サービス費 (iv) <多床室>	要介護1	670	要介護1	574																	
		要介護2	710	要介護2	606																	
		要介護3	750	要介護3	642																	
		要介護4	790	要介護4	678																	
		要介護5	840	要介護5	714																	
	(-) 診療所型介護療養施設サービス費 (II)	a 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1	600	×95/100				要介護1	570												
			要介護2	740					要介護2	692												
			要介護3	790					要介護3	732												
			要介護4	840					要介護4	772												
要介護5			890	要介護5					812													
b 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>		要介護1	690	要介護1					651													
		要介護2	730	要介護2					684													
		要介護3	780	要介護3					726													
		要介護4	820	要介護4					768													
		要介護5	870	要介護5					810													
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	要介護1	690	×97/100				要介護1	662													
		要介護2	740					要介護2	706													
		要介護3	790					要介護3	750													
		要介護4	840					要介護4	794													
		要介護5	890					要介護5	838													
	(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1	890					要介護1	852													
		要介護2	940					要介護2	904													
		要介護3	990					要介護3	956													
		要介護4	1,040					要介護4	1,008													
		要介護5	1,090					要介護5	1,060													
	(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1	790					要介護1	754													
		要介護2	840					要介護2	808													
		要介護3	890					要介護3	862													
		要介護4	940					要介護4	916													
		要介護5	990					要介護5	970													
	四 注(1)のユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	690					×95/100									要介護1	655				
		要介護2	840														要介護2	798				
		要介護3	890														要介護3	842				
要介護4		940	要介護4	886																		
要介護5		990	要介護5	930																		
五 注(2)のユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	790	要介護1	754																		
	要介護2	840	要介護2	808																		
	要介護3	890	要介護3	862																		
	要介護4	940	要介護4	916																		
	要介護5	990	要介護5	970																		
六 注(3)のユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1	790	要介護1	754																		
	要介護2	840	要介護2	808																		
	要介護3	890	要介護3	862																		
	要介護4	940	要介護4	916																		
	要介護5	990	要介護5	970																		

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導等加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前準備加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(5) 聴覚障害者加算 (※1)		(1月につき 300単位を加算) 注 聴覚障害の患者を診た場合及び聴覚障害者加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 軽口移行加算 (※1)		(1日につき 28単位を加算) 注 聴覚障害の患者を診た場合、算定しない。	
(7) 軽口維持加算 (※1)	(一) 軽口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 聴覚障害の患者を診た場合又は軽口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 軽口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 軽口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算 (※1)		(1月につき 90単位を加算) 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 専食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(10) 在宅復帰支援機能加算 (※1)		(1日につき 10単位を加算)	
(11) 特定診療費 (※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状急対応加算		(1回(前後7日に限り)1日につき200単位を加算)	
(14) 排せつ支援加算 (※1)		(1月につき 100単位を加算)	
(15) 安否対応体制加算 (※1)		(入院患者1人につき1回を限度として6単位を算定)	
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×26/100)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×19/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×10/100)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×9.0/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数×8.0/100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×15/100)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×11/100)	

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安否対応体制強化加算(Ⅰ)については令和3年4月1日以前、聴覚障害の患者を診た場合の割合に応じて令和6年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年3月31日までの間は、介護職員処遇サービス費の(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の十二に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注				注	注	注	注	注				
		入院患者の数が入院患者の定員を超過する場合	介護職員の数又は介護支援専門員数が基準に満たない場合	介護支援専門員数が基準に満たない場合	看護職員に定められた看護職員の数に200名を超えて有る場合	療養の実際確保計画を超過したもので、医師の数が定められた医師の人数に50/100を乗じて得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合	医師はエンタープライズをユニット毎に配置していない等ユニットAにおける医師が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	注	注			
		×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	注	注	注			
(1) 認知症疾患療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型療養>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	1,020 単位	×30/100	-3 単位	-14 単位
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
		b 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅱ) <多床型>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	2,110 単位							1,110 単位			
	一般病院	a 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型療養>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位							1,020 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
		b 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅱ) <多床型>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	2,110 単位							1,110 単位			
	(2) 認知症疾患療養施設サービス費 (1日につき)	a 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型療養>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位							1,020 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
		b 認知症疾患療養施設サービス費(Ⅱ) <多床型>	認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	2,110 単位							1,110 単位			
			認知情報型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	2,110 単位							1,110 単位			
(3) ユニーク型認知症療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニーク型療養>	ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	×30/100	-3 単位	-14 単位	
			ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位										1,110 単位
	b 介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニーク型療養の多床型>	介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位	1,020 単位										
		介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位	1,110 単位										
		介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅲ)	2,110 単位	1,110 単位										
一般病院	a ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニーク型療養>	ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位	1,020 単位										
		ユニーク型認知症療養施設サービス費(Ⅱ)	2,110 単位	1,110 単位										
	b 介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニーク型療養の多床型>	介護職員等認知症疾患療養施設サービス費(Ⅰ)	2,980 単位	1,020 単位										

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合には、(※)を適用しない。
 ※ 安全確保(例えば歩行補助)については令和1年10月1日から、家族医師の指定を要しない場合の適用については令和1年11月1日まで適用可能。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和(4)年3月1日まで算定可能。
 ※ 令和(3)年3月1日までの加算は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までについて、所定単位数の千分の十に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件を 満たさない場合	大所帯の数が大 所帯の定員を超え る場合	注 医師、薬剤師、看 護職員、介護職 員、介護支援専門 員の員数が基準に 満たない場合	注 看護師が基準に 満たない看護職員 の員数が20/100 を超えていた場合 は	注 常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していない等 ユニットケアにお ける体制が未整備 な場合	注 身体拘束防止未 実施減算	注 ＜1.1日につき1 単位＞	注 ＜1.1日につき1 単位＞	注 療養環境の基準 (前7)を満たさ ない場合	注 療養環境の基準 (前7)を満たさ ない場合	注 夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する 基準の区分による 加算	注 若年性認知症入 所者受入加算			
イ	I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	〔一〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	774	774	774	774	774	774	774	774	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位				
			要介護2	774	774	774	774	774	774							
			要介護3	774	774	774	774	774	774							
		〔二〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161			1161		
			要介護2	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161			1161		
			要介護3	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161	1161			1161		
	II型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	〔一〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	812	812	812	812	812	812	812	812			夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位		
			要介護2	812	812	812	812	812	812	812	812					
			要介護3	812	812	812	812	812	812	812	812					
		〔二〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234					1234
			要介護2	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234					1234
			要介護3	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234					1234
III型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	〔一〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	858	858	858	858	858	858	858	858	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位					
		要介護2	858	858	858	858	858	858	858	858						
		要介護3	858	858	858	858	858	858	858	858						
	〔二〕 I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317			1317			
		要介護2	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317			1317			
		要介護3	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317	1317			1317			
ロ	I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	〔一〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	764	764	764	764	764	764	764			764	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位		
			要介護2	764	764	764	764	764	764	764			764			
			要介護3	764	764	764	764	764	764	764			764			
		〔二〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1099	1099	1099	1099	1099	1099	1099			1099			1099
			要介護2	1099	1099	1099	1099	1099	1099	1099			1099			1099
			要介護3	1099	1099	1099	1099	1099	1099	1099			1099			1099
	II型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	〔一〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	779	779	779	779	779	779	779	779	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位				
			要介護2	779	779	779	779	779	779	779	779					
			要介護3	779	779	779	779	779	779	779	779					
		〔二〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143					1143
			要介護2	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143					1143
			要介護3	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143	1143					1143
III型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	〔一〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	796	796	796	796	796	796	796	796	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位					
		要介護2	796	796	796	796	796	796	796	796						
		要介護3	796	796	796	796	796	796	796	796						
	〔二〕 II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103					1103	
		要介護2	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103					1103	
		要介護3	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103	1103					1103	
ハ	I型特別 介護医療院 サービス費	〔一〕 I型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	653	653	653	653	653	653	653		653	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位			
			要介護2	653	653	653	653	653	653	653		653				
			要介護3	653	653	653	653	653	653	653		653				
		〔二〕 I型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	959	959	959	959	959	959	959		959				959
			要介護2	959	959	959	959	959	959	959		959				959
			要介護3	959	959	959	959	959	959	959		959				959
	II型特別 介護医療院 サービス費	〔一〕 II型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	698	698	698	698	698	698	698	698	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位				
			要介護2	698	698	698	698	698	698	698	698					
			要介護3	698	698	698	698	698	698	698	698					
		〔二〕 II型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032					1032
			要介護2	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032					1032
			要介護3	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032	1032					1032
ニ	ユニット型 I型介護 医療院 サービス費(Ⅰ)	〔一〕 ユニット型I型 介護医療院 サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	842	842	842	842	842	842	842	842		夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位			
			要介護2	842	842	842	842	842	842	842	842					
			要介護3	842	842	842	842	842	842	842	842					
		〔二〕 経路的ユニット型I型 介護医療院 サービス費 ＜ユニット型個室の 多床室＞	要介護1	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288					1288
			要介護2	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288					1288
			要介護3	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288	1288					1288
	ユニット型 II型介護 医療院 サービス費(Ⅱ)	〔一〕 ユニット型II型 介護医療院 サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	832	832	832	832	832	832	832	832	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位				
			要介護2	832	832	832	832	832	832	832	832					
			要介護3	832	832	832	832	832	832	832	832					
		〔二〕 経路的ユニット型II型 介護医療院 サービス費 ＜ユニット型個室の 多床室＞	要介護1	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361					1361
			要介護2	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361					1361
			要介護3	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361	1361					1361
ホ	〔一〕 ユニット型II型介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	844	844	844	844	844	844	844	844	夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位					
		要介護2	844	844	844	844	844	844	844	844						
		要介護3	844	844	844	844	844	844	844	844						
	〔二〕 経路的ユニット型II型介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402					1402	
		要介護2	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402					1402	
		要介護3	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402	1402					1402	
ヘ	〔一〕 ユニット型I型特別介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	791	791	791	791	791	791	791	791		夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看 護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看 護(Ⅲ) +17単位				
		要介護2	791	791	791	791	791	791	791	791						
		要介護3	791	791	791	791	791	791	791	791						
	〔二〕 経路的ユニット型I型特別介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299					1299	
		要介護2	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299					1299	
		要介護3	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299	1299					1299	
〔一〕 ユニット型II型特別介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室＞	要介護1	803	803	803	803	803	803	803	803	803						
	要介護2	803	803	803	803	803	803	803	803	803						
	要介護3	803	803	803	803	803	803	803	803	803						
〔二〕 経路的ユニット型II型特別介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394						
	要介護2	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394						
	要介護3	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394	1394						

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定												
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
ト 初期加算	1日につき +30単位												
チ 再入所時栄養連携加算 (※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)												
リ 退所時指導等加算 (※2)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(-) 退所時等指導加算</td> <td>a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定)</td> <td rowspan="5">注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> <tr> <td>b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>c 退所時指導加算 (400単位)</td> </tr> <tr> <td>d 退所時情報提供加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td>e 退所前連携加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td>□ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> <td></td> </tr> </table>	(-) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	c 退所時指導加算 (400単位)	d 退所時情報提供加算 (500単位)	e 退所前連携加算 (500単位)	□ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)				
(-) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合										
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)												
	c 退所時指導加算 (400単位)												
	d 退所時情報提供加算 (500単位)												
	e 退所前連携加算 (500単位)												
□ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)													
ニ 栄養マネジメント強化加算	1日につき 11単位を加算												
ハ 経口移行加算 (※2)	1日につき 28単位を加算												
ヒ 経口維持加算 (※2)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 経口維持加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき 400単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(二) 経口維持加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき 100単位を加算</td> </tr> </table>	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	1月につき 400単位を加算	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	1月につき 100単位を加算								
(一) 経口維持加算(Ⅰ)	1月につき 400単位を加算												
(二) 経口維持加算(Ⅱ)	1月につき 100単位を加算												
ヘ 口腔衛生管理加算 (※2)	<table border="1"> <tr> <td>(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき 30単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき 100単位を加算</td> </tr> </table>	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月につき 30単位を加算	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月につき 100単位を加算								
(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月につき 30単位を加算												
(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月につき 100単位を加算												
セ 療養食加算	1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度)												
ゼ 在宅復帰支援機能加算 (※2)	1日につき 10単位を加算												
エ 特別診療費 (※2)													
カ 緊急時施設診療費	<table border="1"> <tr> <td>ア 緊急時治療管理</td> <td>1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定</td> </tr> <tr> <td>イ 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	ア 緊急時治療管理	1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定	イ 特定治療									
ア 緊急時治療管理	1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定												
イ 特定治療													
キ 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</td> <td>1日につき 3単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</td> <td>1日につき 4単位を加算</td> </tr> </table>	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき 3単位を加算	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき 4単位を加算								
(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき 3単位を加算												
(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき 4単位を加算												
ク 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日限り) 1日につき200単位を加算												
コ 重度認知症疾患療養体制加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)</td> <td>要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</td> <td>要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)	要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)	要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)								
(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)	要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)												
(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)	要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)												
ケ 排せつ支援加算 (※2)	<table border="1"> <tr> <td>(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき 10単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき 14単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ)</td> <td>1月につき 20単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ)</td> <td>1月につき 100単位を加算</td> </tr> </table>	(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ)	1月につき 10単位を加算	(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ)	1月につき 14単位を加算	(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ)	1月につき 20単位を加算	(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ)	1月につき 100単位を加算				
(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ)	1月につき 10単位を加算												
(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ)	1月につき 14単位を加算												
(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ)	1月につき 20単位を加算												
(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ)	1月につき 100単位を加算												
ク 自立支援機能加算(※2)	1日につき 300単位を加算												
カ 科学的介護推進体制加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td>(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき 10単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき 60単位を加算</td> </tr> </table>	(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき 10単位を加算	(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき 60単位を加算								
(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき 10単位を加算												
(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき 60単位を加算												
キ 認知症高齢者生活行動加算(※2)	(入所後8日限り) 1日につき60単位を加算												
ク 安全対策体制加算	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)												
ケ サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</td> <td>1日につき 22単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</td> <td>1日につき 18単位を加算</td> </tr> <tr> <td>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</td> <td>1日につき 6単位を加算</td> </tr> </table>	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき 22単位を加算	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき 18単位を加算	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 6単位を加算						
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき 22単位を加算												
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき 18単位を加算												
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 6単位を加算												
コ 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき +所定単位数×26/1000</td> </tr> <tr> <td>(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき +所定単位数×19/1000</td> </tr> <tr> <td>(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>1月につき +所定単位数×10/1000</td> </tr> <tr> <td>(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td>1月につき +所定単位数×10/1000</td> </tr> <tr> <td>(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td>1月につき +(三)の90/1000</td> </tr> <tr> <td>(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)</td> <td>1月につき +(三)の80/1000</td> </tr> </table>	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位数×26/1000	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位数×19/1000	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき +所定単位数×10/1000	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき +所定単位数×10/1000	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1月につき +(三)の90/1000	(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	1月につき +(三)の80/1000
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位数×26/1000												
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位数×19/1000												
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき +所定単位数×10/1000												
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき +所定単位数×10/1000												
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1月につき +(三)の90/1000												
(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	1月につき +(三)の80/1000												
カ 介護職員等特定処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>1月につき +所定単位数×15/1000</td> </tr> <tr> <td>(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>1月につき +所定単位数×11/1000</td> </tr> </table>	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位数×15/1000	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位数×11/1000								
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位数×15/1000												
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位数×11/1000												

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 安全対策体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケアマネジメントを実施していない場合の減算については令和6年1月1日から適用する。
※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和2年9月30日までの間は、介護保険給付サービス費の付からず算定した単位数の千分の十に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:令和3年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
ニ サービス提供体制強化加算						
ホ 介護職員処遇改善加算						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						

注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和14年3月31日まで算定可能
 ※ 令和13年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (102単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +244単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	2) 30分未満 (144単位)											
	3) 30分以上1時間未満 (186単位)											
	4) 1時間以上1時間30分未満 (228単位)											
	5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (244単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は(244)単位											
ロ 病院又は診療所の場合	1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (115単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	30分未満の場合 +244単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	
	2) 30分未満 (131単位)											
	3) 30分以上1時間未満 (173単位)											
	4) 1時間以上1時間30分未満 (215単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +110単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +1単位)												
特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等に居住する小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目 ※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定する場合は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。												
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。 ※ 令和1年9月31日までの間は、介護予防訪問看護費の戻り金について、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。												

13単位

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 312単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
	介護老人保健施設の場合					
	介護医療院の場合					
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を算定)						
ハ サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +1単位)						
特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等に居住する小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目 ※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定する場合は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。						
※ 令和1年9月31日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費の戻り金について、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。						

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域の介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等に在る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	① 介護予防居宅療養管理指導費「Ⅰ」(Ⅱ以外)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位	+15/100	+10/100	+5/100
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位			
	② 介護予防居宅療養管理指導費「Ⅱ」(在宅療養指導費)管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する場合)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.3)単位			
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (2.1)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.3)単位			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位	+15/100	+10/100	+5/100	
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位				
	③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位				
ハ 薬剤師が行う場合	① 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位	+100単位		
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位			
	② 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位			
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	① 当該施設が栄養管理指導を実施している事業所が行った場合	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位	+15/100	+10/100	+5/100
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位			
	② 当該施設が栄養管理指導を実施していない事業所が行った場合	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位			
		② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位			
		③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位				
	② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (1.8)単位				
	③ ①及び②以外の場合 (1.1)単位				

※ ハ②①②③について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月88回算定できる。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費のみなすまでについて、介護単位数の1/2分の1に相当する単位数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の数に基づかない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算				
						事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合				
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	① 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	② 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
△ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算Ⅰ (1月につき 150単位を加算)									
	② 口腔機能向上加算Ⅱ (1月につき 160単位を加算)									
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)									
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)									
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 (1月につき 88単位を加算)								
		要支援2 (1月につき 116単位を加算)								
		要支援1 (1月につき 72単位を加算)								
(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援2 (1月につき 144単位を加算)									
	要支援1 (1月につき 24単位を加算)									
	要支援2 (1月につき 48単位を加算)									
シ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1月につき +所定単位×47/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1月につき +所定単位×34/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (1月につき +(3)の80/100)									
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1月につき +所定単位×20/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1月につき +所定単位×17/1000)									

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
 ※ 介護職員処遇改善加算Ⅳ及び介護職員処遇改善加算Ⅴについては、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超えない場合	介護-看護職員の員数が基準を満たさない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活相談員配置等加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	① 単独型介護予防短期入所生活介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 414 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13 単位	1日につき +13 単位	1月につき +200 単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100 単位	1日につき +12 単位	1日につき +56 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)	1日につき +120 単位	片道につき +184 単位
		② 単独型介護予防短期入所生活介護費 (II)	要支援2 590 単位												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	① 併設型介護予防短期入所生活介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 414 単位												
		② 併設型介護予防短期入所生活介護費 (II)	要支援2 590 単位												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	① 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 523 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +13 単位	1日につき +13 単位	1月につき +200 単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100 単位	1日につき +12 単位	1日につき +56 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)	1日につき +120 単位	片道につき +184 単位
		② 経路別併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 674 単位												
		③ 経路別併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 674 単位												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	① 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援1 523 単位												
		② 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室>	要支援2 674 単位												
		③ 経路別併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 674 単位												
ハ 療養食加算 (1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3 単位を加算)															
(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4 単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化加算			① サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 2 単位を加算) ② サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 1.8 単位を加算) ③ サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6 単位を加算)												
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 83 / 100.0) (2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 60 / 100.0) (3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + 所定単位 × 33 / 100.0) (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき + (3) の 90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき + (3) の 80 / 100)												
介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 27 / 100.0) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 23 / 100.0)												
※「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※「介護職員処遇改善加算 (IV) 及び「介護職員処遇改善加算 (V)」については、令和1年3月31日まで算定可能 ※ 令和1年3月31日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。															

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注																
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 算が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は語 学療法士上の数 が標準に満たな い場合	空室のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いないユニット における個別 ケア実施数でも 場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理療法緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合															
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	一 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 視覚)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (619 単位)											要支援2 (762 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>〔基本型〕	要支援1 (610 単位)											要支援2 (768 単位)				1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位							
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (658 単位)											要支援2 (817 単位)													
	二 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (581 単位)							要支援2 (725 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位)							要支援2 (778 単位)																	
	三 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (581 単位)							要支援2 (725 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位)							要支援2 (778 単位)																	
	四 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)							要支援2 (706 単位)	1日につき +240単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (598 単位)							要支援2 (752 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	一 ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>〔基本型〕							要支援1 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +244単位	1日につき +200単位 (7日間で 視覚)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位							
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>〔在宅強化型〕							要支援1 (666 単位)											要支援2 (828 単位)	1日につき +244単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位			
			c 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕							要支援1 (624 単位)											要支援2 (782 単位)				1日につき +244単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
			d 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕							要支援1 (666 単位)											要支援2 (828 単位)						
		二 ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕							要支援1 (649 単位)							要支援2 (810 単位)	1日につき +244単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位							
			b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕							要支援1 (649 単位)							要支援2 (810 単位)										
三 ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位)	要支援2 (810 単位)	1日につき +244単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位																				
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位)	要支援2 (810 単位)																							
四 ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)	要支援2 (764 単位)	1日につき +244単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位																				
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)	要支援2 (764 単位)																							

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
① 総合ケア管理加算		利用中に1日を限度に、1日につき13単位を加算
② 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
③ 認知症専門ケア加算	一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
④ 緊急時施設療養費	一) 緊急時治療管理	療養室老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養室老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	二) 特定治療	
⑤ サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)
	二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑥ 介護職員処遇改善加算	一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×19/100)
	二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/100)
	三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/100)
	四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +三)の90/100)
	五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +三)の80/100)
⑦ 介護職員等特定処遇改善加算	一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/100)
	二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/100)

※ 所定単位は、(1)から(2)までにより算出した単位数の合計

特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年9月1日までの期間、令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症ケア加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注						
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合						
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	① 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位						
			要支援2 (652 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)												
			要支援2 (679 単位)												
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)												
			要支援2 (670 単位)												
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 (577 単位)													
		要支援2 (731 単位)													
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位)													
		要支援2 (764 単位)													
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位)													
		要支援2 (753 単位)													
② 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)	×97/100												
		要支援2 (576 単位)													
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (526 単位)													
		要支援2 (664 単位)													
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)								要支援1 (603 単位)	×97/100					
	① ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>								要支援2 (759 単位)						
② ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (630 単位)													
		要支援2 (787 単位)													
③ ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (621 単位)													
		要支援2 (777 単位)													
④ 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (603 単位)													
		要支援2 (759 単位)													
⑤ 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (630 単位)													
		要支援2 (787 単位)													
⑥ 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (621 単位)													
		要支援2 (777 単位)													
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(4) 認知症専門ケア加算															
① 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)															
② 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)															
(5) 特定診療費															
(6) サービス提供体制強化加算															
① サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)															
② サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)															
③ サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)															
(7) 介護職員処遇改善加算			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計												
① 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)															
② 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)															
③ 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)															
④ 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき + (三)の90/100)															
⑤ 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき + (三)の80/100)															
(8) 介護職員等特定処遇改善加算			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計												
① 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000)															
② 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)															

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注					
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に満たない場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合					
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100								
			要支援2 (997 単位)												
		看護<3:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (941 単位)						×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 (1,099 単位)												
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>						要支援1 (767 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
				要支援2 (941 単位)											
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (826 単位)											
				要支援2 (1,021 単位)											
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>						要支援1 (745 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
				要支援2 (912 単位)											
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>		要支援1 (804 単位)												
			要支援2 (994 単位)												
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-12単位	片道につき+184単位					
				要支援2 (896 単位)											
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (791 単位)											
				要支援2 (977 単位)											
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)										
				要支援2 (835 単位)											
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (780 単位)											
				要支援2 (940 単位)											
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>				要支援1 (577 単位)											
				要支援2 (742 単位)											
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)														
	要支援2 (822 単位)														
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100								
			要支援2 (1,120 単位)												
			経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)											
				要支援2 (1,120 単位)											
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)						×97/100					
				要支援2 (1,048 単位)											
			経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)											
				要支援2 (1,048 単位)											

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 2.2単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 1.8単位を加算)	
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)	
	③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)	
	④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ③の90/100)	
	⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ③の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の①から③までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	報酬を行う職員の勤務条件が規定されていない場合	利用者の状況が利用者の数から利用者の定員を超える場合	医療・療養設備、介護職員、介護費用の算定方法が規定されていない場合	介護職員定数に定められた介護職員1名に当る介護職員に2名以上の介護職員が配置されている場合	医師のコメントに「ケアマネージャーによるケアマネージャー指定している等」に該当する場合	介護職員等の勤務時間数、療養費、食事費の算定方法に該当する場合	療養費等の算定方法に該当する場合	認知症行動評価結果が「軽度」である場合	認知症行動評価結果が「中程度」である場合	認知症行動評価結果が「重症」である場合	介護職員等に対する処置を行う場合	基本部分	
												単位	円
11) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来の個室>	支払額1 (290 単位)									×90/100	
		b 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <多床室>	支払額2 (230 単位)										
	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <従来の個室>	支払額1 (310 単位)										
		b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	支払額2 (250 単位)										
	III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <従来の個室>	支払額1 (330 単位)										
		b III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <多床室>	支払額2 (270 単位)										
12) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来の個室>	支払額1 (290 単位)									×90/100	
		b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <多床室>	支払額2 (230 単位)										
	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <従来の個室>	支払額1 (310 単位)										
		b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	支払額2 (250 単位)										
	III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <従来の個室>	支払額1 (330 単位)										
		b III型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <多床室>	支払額2 (270 単位)										
13) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来の個室>	支払額1 (330 単位)									×70/100	×70/100
		b I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <多床室>	支払額2 (270 単位)										
	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <従来の個室>	支払額1 (350 単位)										
		b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	支払額2 (290 単位)										
	III型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a III型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <従来の個室>	支払額1 (370 単位)										
		b III型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <多床室>	支払額2 (310 単位)										
14) ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室>	支払額1 (330 単位)									×90/100	
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (270 単位)										
	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室>	支払額1 (350 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (290 単位)										
	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室>	支払額1 (370 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (310 単位)										
15) ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室>	支払額1 (350 単位)									×97/100	
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (290 単位)										
	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室>	支払額1 (370 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (310 単位)										
	ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a ユニッケア型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室>	支払額1 (390 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (330 単位)										
16) ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I)	a ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室>	支払額1 (430 単位)									×90/100	
		b 介護施設(ユニッケア型)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (370 単位)										
	ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II)	a ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室>	支払額1 (450 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (II) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (390 単位)										
	ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III)	a ユニッケア型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室>	支払額1 (470 単位)										
		b 介護施設(ユニッケア型)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (III) <ユニッケア個室の多床室>	支払額2 (410 単位)										
[7] 療養食加算	1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度)												
[8] 緊急時施設設備費	緊急時の施設設備費		1月に1回3日を限度とし、1日につき5単位を加算(1日に1回を限度)										
[9] 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算 (I)		1日につき 3単位を加算										
	認知症専門ケア加算 (II)		1日につき 4単位を加算										
[10] 特別診察費 (I)	特別診察費 (I)		1日につき 1単位を加算										
[11] サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 (I)		1日につき 1単位を加算										
	サービス提供体制強化加算 (II)		1日につき 2単位を加算										
	サービス提供体制強化加算 (III)		1日につき 3単位を加算										
[12] 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 (I)		1月につき、+ 所定単位数×0.9/1.0(0)									所定単位数は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計	
	介護職員処遇改善加算 (II)		1月につき、+ 所定単位数×1.0/1.0(0)										
	介護職員処遇改善加算 (III)		1月につき、+ 所定単位数×1.1/1.0(0)										
	介護職員処遇改善加算 (IV)		1月につき、+ 所定単位数×1.2/1.0(0)										
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)		1月につき、+ 所定単位数×1.5/1.0(0)										
	介護職員等特定処遇改善加算 (II)		1月につき、+ 所定単位数×1.1/1.0(0)										
* 緊急時施設設備費、特別診察費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給段階管理の対象外の算定項目													

※ 定額制業務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)については、介護(1)日から(11)日まで特定可算期間。
 ※ 令和4年(令和5年度)1月1日までの期間、介護予防短期入所療養介護費(ホ)のうち、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び(IV)は、介護職員処遇改善加算(III)に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準を満たさ ない場合	身体拘束防止未 実施減算	1日につき +200単位 ただし、個別機 能評価加算を算 定している場合 は、1日につき+ 100単位。	1日につき +12単位	1日につき +200単位	1日につき +120単位	1日につき +80単位	1日につき +30単位	1日につき +200単位 +100単位	1日につき +100単位 +100単位	1日につき +20単位
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182) 単位	×70/100	-18単位	1日につき +200単位 ただし、個別機 能評価加算を算 定している場合 は、1日につき+ 100単位。	1日につき +12単位	1日につき +200単位	1日につき +120単位	1日につき +80単位	1日につき +30単位	1日につき +200単位 +100単位	1日につき +100単位 +100単位	1日につき +20単位
ロ 特殊サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		×70/100										1日につき +20単位
ハ 認知症専門ケア加算 (付を算定する場合のみ算定)	① 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 3単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき +所定単位数×42/100)											
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1日につき +所定単位数×18/100)											

指定訪問介護
① 週に10回以上の訪問介護が必要とされた者 1122単位
② 週に10回を超える訪問介護が必要とされた者 2112単位
③ 指定訪問介護(要支援) 333単位
指定通所介護
① 要支援1 1222単位
② 要支援2 1222単位
介護予防福祉サービス
指定訪問介護及び介護予防通所サービス
指定の各サービスの基本部分の報酬率の 40/100
介護予防通所サービス(オプション)の選択的サービス(運動機能
向上、夜間サービス、日中機能向上)の加算が可能
介護予防福祉用具貸付
介護予防福祉用具貸付と同様
ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準
額を超過する。
指定訪問介護サービスについては、指定訪問介護によるもの。
総合事業「指定第一号訪問事業」によるものがある。
総合事業「指定第一号通所事業」によるものがある。
総合事業「指定第一号通所事業」によるものがある。

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅲ)については、令和16年11月31日まで算定可能。
※ 令和16年11月31日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費の付加又は減算は介護予防サービス事業費にも介護予防サービス費に付される部分の介護予防訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の1/3に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸付費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具貸付費 項に指定介護予防福祉用具貸付に要し た費用(相当事業所所在地に適用され る1単位の単価で除して得た単位 数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 体ずれ防止用具 体位変換器 スロープ 歩行器 身体拘束防止 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除し て得た単位数を加算 個々の用具ごとに貸付費の 100/100を乗算	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加 算 個々の用具ごとに貸付費の 2/3を乗算

注：特別地域介護予防福祉用具貸付加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、体ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	×98/100	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,168 単位)		-62単位							
		要介護3 (16,883 単位)		-111単位							
		要介護4 (21,357 単位)		-184単位							
		要介護5 (25,829 単位)		-233単位							
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)		-91単位							
		要介護2 (12,985 単位)		-141単位							
		要介護3 (19,821 単位)		-216単位							
		要介護4 (24,434 単位)		-266単位							
		要介護5 (29,601 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (II) (1月につき)	要介護1 (5,697 単位)	-62単位									
	要介護2 (10,168 単位)	-111単位									
	要介護3 (16,883 単位)	-184単位									
	要介護4 (21,357 単位)	-233単位									
	要介護5 (25,829 単位)	-281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき +200単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (I) (1月につき +90単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1月につき +120単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき +750単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき +640単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき +350単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(3)の80/100)										
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×42/1000)										

注：特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- ±○○単位 ⇨ 所定単位数 ± ○○単位
- ×○○/100 ⇨ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇨ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II)	(1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1) イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2) ロを算定する 場合	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2) ロを算定する 場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
<p>： 特別地域夜間対応型訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。 ※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>						

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,283 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2	15,318 単位					
		要介護3	22,283 単位					
		要介護4	24,593 単位					
		要介護5	27,117 単位					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,291 単位					
		要介護2	13,202 単位					
		要介護3	20,076 単位					
		要介護4	22,158 単位					
		要介護5	24,433 単位					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	570 単位						
	要介護2	638 単位						
	要介護3	707 単位						
	要介護4	774 単位						
	要介護5	840 単位						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)					
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
			(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
三 認知症行動・心理状態等に対する加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき、300単位を加算(2日間を限度))					
△ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)					
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)					
			(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)					
			(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)					
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
レ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ロ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)					
			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)					
リ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
ロ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)					
リ サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合			注		
			<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 350単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 440単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 2.5単位を加算)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計		
			(2) ロを算定している場合					
			<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 2.1単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 1.2単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)					
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)					
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)					
			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
リ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)					
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)					
注			特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入								
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能								
※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。								

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1	264	×97/100	×70/100	×70/100	身体拘束廃止未実施減算 -7.6単位 -8.0単位 -8.2単位 -8.4単位 -8.8単位 -9.0単位 -7.5単位 -7.9単位 -8.1単位 -8.3単位 -8.4単位	3ユニットで夜間支援体制加算(Ⅰ)を行って職員数を2人以上とする旨	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき+5.0単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき+2.5単位	認知症行動・心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
		要介護2	260									
		要介護3	256									
		要介護4	252									
		要介護5	248									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護1	264									
		要介護2	260									
		要介護3	256									
		要介護4	252									
		要介護5	248									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)*	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)	要介護1	264	×97/100	×70/100	×70/100	身体拘束廃止未実施減算 -7.6単位 -8.0単位 -8.2単位 -8.4単位 -8.8単位 -9.0単位 -7.5単位 -7.9単位 -8.1単位 -8.3単位 -8.4単位	3ユニットで夜間支援体制加算(Ⅰ)を行って職員数を2人以上とする旨	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき+5.0単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき+2.5単位	認知症行動・心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
		要介護2	260									
		要介護3	256									
		要介護4	252									
		要介護5	248									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護1	264									
		要介護2	260									
		要介護3	256									
		要介護4	252									
		要介護5	248									

注 入院時費用	
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以下+45日以下 1日につき 1.2単位を加算
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 1.44単位を加算
	(3) 死亡日以前2日又は3日 1日につき 6.80単位を加算
	(4) 死亡日 1日につき 1.280単位を加算
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 3.0単位を加算
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (Ⅰ) 1日につき 3.9単位を加算
	(2) 医療連携体制加算 (Ⅱ) 1日につき 4.9単位を加算
	(3) 医療連携体制加算 (Ⅲ) 1日につき 5.9単位を加算
ホ 退居時相談援助加算 (4.00単位を加算 (利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 1日につき 3.0単位を加算
	(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 1日につき 4.0単位を加算
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 1月につき 1.00単位を加算
	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 1月につき 2.00単位を加算
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) 1月につき 3.00単位を加算	
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) 1月につき 3.00単位を加算	
ク 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) 1回につき 2.00単位を加算 (6月に1回を限度)	
コ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) 1月につき 4.00単位を加算	
ケ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1日につき 2.2単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 1日につき 1.8単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 1日につき 0.6単位を加算
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき2.46単位を算定

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

* 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	契約費	1	244	単位	×70/100	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位
	契約費	2	244	単位									
	契約費	3	244	単位									
	契約費	4	244	単位									
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	契約費	1	244	単位	×70/100	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位	1日につき +36単位
	契約費	2	244	単位									
	契約費	3	244	単位									
	契約費	4	244	単位									
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)											
ニ 看護介介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	看護介介護加算(1)	① 要介護1(1日)100以上130以下 1日につき 30単位を加算											
		② 要介護2(1日)130以上150以下 1日につき 44単位を加算											
		③ 要介護3(1日)150以上170以下 1日につき 60単位を加算											
		④ 要介護4(1日)170以上190以下 1日につき 76単位を加算											
		⑤ 要介護5(1日)190以上210以下 1日につき 92単位を加算											
		⑥ 要介護6(1日)210以上230以下 1日につき 108単位を加算											
		⑦ 要介護7(1日)230以上250以下 1日につき 124単位を加算											
		⑧ 要介護8(1日)250以上270以下 1日につき 140単位を加算											
		⑨ 要介護9(1日)270以上290以下 1日につき 156単位を加算											
		⑩ 要介護10(1日)290以上310以下 1日につき 172単位を加算											
ホ 認知症専門ケア加算	(イを算定する場合のみ算定)	① 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)										
		② 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス支援体制強化加算		① サービス支援体制強化加算(1)		(1日につき 18単位を加算)									
		② サービス支援体制強化加算(2)		(1日につき 3単位を加算)									
ニ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×82/100)	所定単位数は、あらかじめにより算定した単位数の合計									
		② 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×60/100)										
		③ 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×33/100)										
		④ 介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき +③)690/100)										
		⑤ 介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき +③)690/100)										
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×18/100)	所定単位数は、あらかじめにより算定した単位数の合計									
		② 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×12/100)										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)の単位数の合計に算入される。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(2)の単位数の合計に算入される。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	12,438 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+18/100	+5/100	+5/100	→925 単位	→925 単位	→30 単位
		要介護2	17,404 単位								→925 単位	→925 単位	→30 単位
要介護3	24,464 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護4	27,747 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護5	31,266 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護1	11,266 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護2	15,980 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護3	22,042 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護4	25,000 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
要介護5	28,278 単位	→925 単位	→925 単位								→30 単位		
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1	570 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+18/100	+5/100	+5/100	+5/100	→925 単位	→925 単位	→30 単位
	要介護2	637 単位									→925 単位	→925 単位	→30 単位
	要介護3	766 単位									→925 単位	→925 単位	→30 単位
	要介護4	772 単位									→925 単位	→925 単位	→30 単位
	要介護5	838 単位									→925 単位	→925 単位	→30 単位
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算Ⅰ	(1月につき 800単位を加算)											
	(2) 認知症加算Ⅱ	(1月につき 500単位を加算)											
ホ 要介護1等・介護職員等特別等加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算 (1日限を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)										
ト 看護士等への加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 10単位を加算)										
チ 実費改算加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算 (1月に2回を限度))										
リ (1) 陪・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	ア) (1) 陪・栄養スクリーニング加算Ⅰ	(1日につき 10単位を加算 (5月に1回を限度))											
	イ) (1) 陪・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(1回につき 5単位を加算 (6月に1回を限度))											
ロ (2) 陪・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	ア) (2) 陪・栄養スクリーニング加算Ⅰ	(1回につき 5単位を加算 (6月に1回を限度))											
	イ) (2) 陪・栄養スクリーニング加算Ⅱ	(1回につき 5単位を加算 (6月に1回を限度))											
ハ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 10単位 (月2回を限度))										
ニ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 600単位を加算)										
ヒ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 574単位を加算)										
ヘ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算Ⅰ	(1月につき 500単位を加算)											
	(2) 特別管理加算Ⅱ	(1月につき 250単位を加算)											
ト ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 2,000単位を加算)										
チ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算Ⅰ	(1月につき 3,000単位を加算)											
	(2) 看護体制強化加算Ⅱ	(1月につき 2,500単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)										
ハ 介護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護マネジメント加算Ⅰ	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 介護マネジメント加算Ⅱ	(1月につき 13単位を加算)											
ニ 療養ケア支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 療養ケア支援加算Ⅰ	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 療養ケア支援加算Ⅱ	(1月につき 15単位を加算)											
	(3) 療養ケア支援加算Ⅲ	(1月につき 20単位を加算)											
ヒ 看護補助員派遣加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 10単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅳ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅴ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅵ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅶ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅷ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅷ	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1月につき 150単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1月につき 100単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1月につき 100単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算Ⅳ (1月につき 100単位を加算) (5) サービス提供体制強化加算Ⅴ (1月につき 100単位を加算) (6) サービス提供体制強化加算Ⅵ (1月につき 100単位を加算) (7) サービス提供体制強化加算Ⅶ (1月につき 100単位を加算) (8) サービス提供体制強化加算Ⅷ (1月につき 100単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅰ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅱ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅲ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅳ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅴ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅵ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅶ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅷ <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算Ⅷ	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1月につき 150単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1月につき 100単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1月につき 100単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算Ⅳ (1月につき 100単位を加算) (5) サービス提供体制強化加算Ⅴ (1月につき 100単位を加算) (6) サービス提供体制強化加算Ⅵ (1月につき 100単位を加算) (7) サービス提供体制強化加算Ⅶ (1月につき 100単位を加算) (8) サービス提供体制強化加算Ⅷ (1月につき 100単位を加算)										
ロ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1月につき、+所定単位×102/100)											
	(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	(1月につき、+所定単位×74/100)											
	(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	(1月につき、+所定単位×41/100)											
	(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ	(1月につき、+3/90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	(1月につき、+3/90/100)											
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(1月につき、+所定単位×15/100)											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(1月につき、+所定単位×12/100)											
注			特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、支給限度額管理の算定項目										
注			介護職員処遇改善加算Ⅳ、及び介護職員処遇改善加算Ⅴについては、令和3年3月31日まで算定可能										
注			令和3年3月31日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する										

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域等への減算	特別地域等への減算	中山間地域等へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (423 単位)							
	要支援2 (529 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算					
ニ 認知症行動・心理状態見守り加算 (ロを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算 (7日間を限度)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			1月につき 450単位を加算					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			1月につき 1,000単位を加算					
エ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき +100単位						
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1月につき +200単位						
注 1 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			1回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度)					
ロ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			1月につき 40単位を加算					
エ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき 750単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき 640単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき 350単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (IV) (1月につき 250単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 21単位を加算) <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 12単位を加算)						
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき 十所定単位×102/1000			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき 十所定単位×74/1000						
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき 十所定単位×41/1000						
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	1月につき 十(3)の90/100						
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	1月につき 十(3)の90/100						
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき 十所定単位×15/1000			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき 十所定単位×12/1000						

注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算、
 ※ イ(1)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和1年3月31日まで算定可能
 ※ 令和3年3月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	30ユニットで 夜勤を行う 職員の日数 が2人以上に なる場合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算	
イ	介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	1日につき +50単位 1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (748 単位)										
ロ	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	1日につき +50単位 1日につき +50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 (776 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ	認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)								
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ	生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
		② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)								
③ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)									
④ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)									
⑤ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
⑥ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヒ	サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)								
		② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)								
		③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)								
コ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)								
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)								
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)								
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
ク	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)								
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和1年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。